（指定申請書の添付書類）

第二百二十三条の五　（略）

2　（略）

3　法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の三第二項第七号の農林水産省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～四　（略）

五　役員が法第九十二条の六第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

六～九　（略）

（森林組合法施行規則の一部改正）

第八条　森林組合法施行規則（平成十八年農林水産省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第二章　管理	第二章　管理
第一節　役員等（第十条の二―第十八条）	第一節　役員等（第十一条―第十八条）
第二節～第五節　（略）	第二節～第五節　（略）
第二章　管理	第二章　管理
第一節　役員等	第一節　役員等
（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）	（新設）
第十条の二　法第四十四条の三第一項第二号の農林水産省令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	

（水産業協同組合法施行規則の一部改正）

第九条　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第五章　管理	第五章　管理
第一節　（略）	第一節　（略）
第二節　役員（第九十四条の二―第百一条）	第二節　役員（第九十五条―第百一条）
第三節～第十節　（略）	第三節～第十節　（略）